

見舞金手続き必要書類について

事故発生日から1年を経過しての申請ではないこと。
(1年を経過している場合、前年度の加入票が必要になる場合があります)

①提出書類

1) 必須書類

●見舞金請求書

まちづくり防災課窓口で記載していただきます。

●交通事故証明書（原本または原本証明がされた書類）

自動車安全運転センター所長発行のもの。

●医師の診断書、柔道整復師の施術証明書

（原本または原本証明がされた書類）

2) 必要により提出する書類

●委任状

まちづくり防災課窓口で記載していただきます。

会員が死亡等により見舞金を受け取れない場合。

未成年の会員の親権者が請求する場合は不要です。

（成人で原因者と請求者が違う場合必要となります）

●交通事故申立書

まちづくり防災課窓口記載していただきます。

交通事故として扱われず、交通事故証明書が発行されなかった場合。この場合は特例見舞金（1万円）の支給となります。

3) そのほか加入票本人控えのコピー、通帳のコピー等をとらせていただきます。